

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成30年7月4日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者名

J A三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤 真樹

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ登米加賀野店

登米市中田町石森字加賀野三丁目3番地14 ほか

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

J A三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤 真樹

東京都中央区銀座八丁目13番1号

4 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
J A三井リース建物株式会社 代表取締役 保崎 隆行 東京都中央区銀座八丁目13番1号	J A三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤 真樹 東京都中央区銀座八丁目13番1号

5 変更の年月日

平成30年4月1日

6 届出年月日

平成30年6月20日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，登米地方県政情報コーナー及び登米市役所

8 縦覧期間

平成30年7月4日から平成30年11月5日まで（ただし、閉庁日を除く。）

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号
宮城県経済商工観光部商工金融課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」
(平成 19 年 2 月 1 日経済産業省告示第 16 号) 及び意見書様式を参考のこと。